

岩手県教育委員会被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月27日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会被服貸与規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会被服貸与規程（昭和33年岩手県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後						
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）						
被服の貸与を受ける ことができる職員		貸与する 被服の種 類	数	貸与期 間(年)	備考	被服の貸与を受ける ことができる職員		貸与する 被服の種 類	数	貸与期 間(年)	備考
所属名	職員					所属名	職員				
[略]					[略]						
各県立学 校	[略]				各県立学 校	[略]					
	ボイラー 技士	[略]				ボイラー 技士	[略]				
						学校技術 員	作業衣	1	1		
備考 改正部分は、下線の部分である。											

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。